

## 【 篠 栗 町 農 業 委 員 会 議 事 録 】

1. 開催日時 平成29年1月6日(金) 13時30分

2. 開催場所 篠栗町役場2階 中会議室

3. 出席委員(10名)

2番 平井 滋伸(会長)

1番 土屋 博實

4番 原田 盛一

5番 柳池 吉則

6番 猪上 志津夫

7番 栗須 勝典

9番 藤 勝徳

10番 大楠 英志

11番 鷹巣 礼子

12番 萩尾 由紀子

4. 欠席委員(2名)

3番 藤 尚毅

8番 渡邊 芳輝(副会長)

5. 議事日程

第1 議事録署名人の指名

第2 会議書記の指名

第3 議案第1号 農地法第5条の規定による農地転用許可申請について(1件)

第4 議案第2号 篠栗町農用地利用集積計画について(1件)

その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 黒瀬 英三

事務局員 田村 明広

事務局員 葉山 芳樹

7. 会議の概要

<p>議 長</p>	<p><b>【開会のあいさつ】</b></p> <p>只今から篠栗町農業委員会平成28年度第10回総会を開会いたします。</p> <p>本日の総会ですが、3番の藤 尚毅委員、8番 渡邊副会長は所用のため欠席との連絡を受けておりますが、過半数の出席がありますので、篠栗町農業委員会会議規則第6条の規定により本日の総会は成立しております。</p> <p><b>【議事録署名人の指名】</b></p> <p>次に、議事録署名人ですが、</p> <p>篠栗町農業委員会会議規則第13条第2項の規定により</p> <p>1番：土屋 委員</p> <p>12番：萩尾 委員にお願いします。</p> <p><b>【会議書記の指名】</b></p> <p>また、本日の会議書記について事務局葉山さんを指名いたします。</p> <p><b>【日程の説明】</b></p> <p>本日の日程についてですが、まずは議案第1号で審議します現地の確認に向かいます。帰庁後に議案の審議に入ります。最後に事務局より連絡事項を受け散会とします。</p> <p>早速ですが、役場正面駐車場にバスを用意しておりますので、移動をお願いします。</p>
<p>全 委 員</p>	<p><b>【現地確認】</b></p> <p><b>【帰 庁】</b></p>
<p>議 長</p>	<p><b>【議案第1号 農地法第5条の規定による農地転用許可申請について 審議】</b></p> <p>それでは、「議案第1号 農地法第5条の規定による農地転用許可申請」に</p>

	<p>ついて事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、「議案第1号 農地法第5条の規定による農地転用許可申請」について説明いたします。</p> <p>当該申請地については、先程現地確認で見ていただいた通りです。</p> <p>本案件の許認可権は福岡県知事にありますので、篠栗町農業委員会は県知事に意見を付して進達することとなります。</p> <p><b>【議案書の朗読】</b></p> <p>転用理由は「住居専用住宅の建設」となっておりますが、詳しく説明いたします。</p> <p>申請人家族は本人、妻、子一人の三人家族であります。現在の賃貸住宅では手狭になってきたため自己用住宅の建設を計画されています。</p> <p>当地に計画することとなった理由ですが、妻の両親について老後の面倒をみるため、また申請人家族と実家とお互い助け合いながら生活したいとの思いから、当初妻の実家敷地内に建設できないかと検討されましたが、敷地内にその広さを確保できなかったため、止む無く直ぐ傍にある妻の父が所有する「畑」への建設を計画されたものです。</p> <p>次に、転用許可申請の際には、申請地の農地区分が何なのかによって許可不許可を求めることにもなりますので、この農地区分について以前お配りした資料を基に農地区分の要件を確認しながら検討を行いましたところ、結果として、「農地の広がりがないこと」また「おおむね300m以内に鉄道の駅が存する」という要件に該当することから、原則として転用を許可することができる「第3種農地」に該当いたしました。</p>

	<p>今回の転用に関し、開発許可等の手続は特に必要ありませんが、役場都市整備課との協議は終えている事は確認しておりますし、法的な側面から検討しましても、今回の転用に関しては「許可妥当」と考えられます。</p> <p>なお、平成28年12月26日（月）に農林事務所担当官立会にて現地確認を行っておりますので報告いたします。</p> <p>以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>地元農業委員である私から一言申し添えます。</p> <p>「今回の転用申請に関し、私にも個別に説明がありましたが、特段、他の農地への影響はなく、問題ないと判断しております。」</p>
<p>議 長</p>	<p>議案第1号に関し、皆さんから何かご意見、ご質問はありませんか。</p> <p><b>【質問なし】</b></p> <p><b>【議案第1号 農地法第5条の規定による農地転用許可申請について 採決】</b></p> <p>それでは採決いたします。</p> <p>「議案第1号 農地法第5条の規定による農地転用許可申請」について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>出席委員全員賛成により「議案第1号 農地法第5条の規定による農地転用許可申請」については、原案のとおり、出席委員全員賛成との意見を付して県知事へ進達いたします。</p>
<p>議 長</p>	<p><b>【議案第2号 篠栗町農用地利用集積計画について 審議】</b></p> <p>それでは、「議案第2号 篠栗町農用地利用集積計画」について事務局より</p>

	説明をお願いします。
事務局	<p>それでは、「議案第2号 篠栗町農用地利用集積計画」について説明いたします。</p> <p>篠栗町長より、平成28年12月26日付で、農用地利用集積計画の決定を求められている利用権設定、新規1件です。</p> <p><b>【議案書の朗読】</b></p> <p>以上の計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に次のような要件が規定されております。</p> <p>① 農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること。</p> <p>② 利用権の設定等を受けた後において、耕作または養畜の事業に供すべき農用地の全てにおいて耕作または養畜の事業を行うと認められる事。</p> <p>③ 利用権の設定等を受けた後において、耕作または養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる事。</p> <p>④ 利用権の設定等を受けた後において、対象農地を効率的に利用して、耕作または養畜の事業を行うことができると認められる事。</p> <p>⑤ 対象農地の関係権利者全ての同意が得られる事。</p> <p>以上の各要件全てを満たしておりますので報告いたします。</p> <p>以上です。</p>
議長	議案第2号に関し、何かご意見、ご質問はありませんか。
10番 (大楠委員)	面積が広いようですが、一筆での面積なのかお尋ねします。

事務局	はい、筆は一筆での面積ですが、現地は3枚の棚田となっております。
議長	<p><b>【議案第2号 篠栗町農用地利用集積計画について 採決】</b></p> <p>他に何かご意見、ご質問はありませんか。</p> <p><b>【質問なし】</b></p> <p>それでは採決いたします。</p> <p>「議案第2号 篠栗町農用地利用集積計画」について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p><b>【出席委員全員賛成】</b></p> <p>出席委員全員の賛成により、「議案第2号 篠栗町農用地利用集積計画」は、原案のとおり決定いたします。</p>
議長	次に、連絡事項を事務局よりお願いします。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「福岡県農業委員研修大会」について</li> <li>・諸情勢報告</li> </ul>
議長	<p>皆様から何か、ご意見ご質問はありませんか。</p> <p><b>【特に意見等なし】</b></p> <p>それでは、これで平成28年度第10回篠栗町農業委員会総会を閉会いたします。</p> <p>お疲れ様でした。</p>